県が平成28年に住民と約束した県央基幹病院整備基本計画を実行し、 知事による計画変更を撤回するよう求める意見書

田上町議会は、昨年3月議会で県央医療圏の発展と県立加茂病院を二次救急病院として県営で 運営することを求める意見書を採択して県に送付しました。

救急車が患者を病院に搬送するまでの時間が平均で40分以上もかかる状況から、救命救急センターの設置を求める住民と市町村長並びに議会が県へ粘り強く要請し、泉田元知事の時に、6年もの歳月をかけて県央基幹病院整備基本計画を作成しました。

その内容は、①県央医療圏域に救命救急センター併設基幹病院の建設によって県立加茂病院や 県立吉田病院、民間病院との役割分担を行い、県央地域住民が県央医療圏内で高度・専門医療を 受けることができること。②県立加茂病院と県立吉田病院は、県央基幹病院の後方病院に位置づ け、二次救急病院として県立で運営することです。

これらを明示して、救命救急センター併設基幹病院建設案で3回、県立加茂病院の全面改築案では、加茂市と田上町で各々1回の説明会を行い、住民合意のもとで進んできました。

ところが知事は、財政難や県立病院の「赤字」を理由に、計画の変更を行いましたが、住民への直接説明を行わず、住民の理解は得られていません。

県は住民の命と健康を第一とする地方自治体の役割を持っています。

よって、田上町議会は、県に対して以下の事項を実施するよう強く求めます。

記

- 1 県央基幹病院は、住民に約束した計画どおりに救命救急センター併設基幹病院とし、高度・ 専門医療をはじめ、ハイリスク周産期医療、医工連携を行うこと。
- 2 県立加茂病院は、県央基幹病院整備基本計画に基づいて、県立として運営し、二次救急医療 にふさわしい医師・看護師及び病院スタッフをそろえること。
- 3 新型コロナウイルスは、変異を繰り返し健康と地域経済の循環を脅かしている。新型コロナウイルス感染症にも十分対応できる医療体制を完備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年3月24日

新潟県南蒲原郡田上町議会